

別表 1

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
青森市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が2年）以内のものに限る。）を受けた者及び、2(14)①～⑤により融資（①～②については融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が2年）以内のもの、③～⑤については融資額が2千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める青森市中小企業者挑戦資金支援（県融資制度協調支援）補給金交付要綱に規定する要件を満たす者。	県による保証料補給後の全額（2(14)①～③については保証料全額）	市が信用保証協会に補給する。
弘前市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める弘前市「青森県『選ばれる青森』への挑戦資金特別保証融資制度（創業）」利子補給及び信用保証料補給補助金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
八戸市	2(1)及び(14)④により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める「青森県・八戸市」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
黒石市	2(1)、(4)、(5)及び(9)～(11)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める黒石市中小企業信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額（県による保証料補給がある場合は、補給後の全額）	市が信用保証協会に補給する。
五所川原市	2(1)、(10)、(11)及び(14)④により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める五所川原市「選ばれる青森」への挑戦資金支援補助金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
十和田市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度（創業）に係る信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
三沢市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める三沢市中小企業創業支援資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
むつ市	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定めるむつ市中小企業者創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
つがる市	2 (1)、(2)及び(4)～(15)により融資を受けた者で、市が別に定めるつがる市中小企業借入金信用保証料補給金交付規則（以下「つがる市交付規則」という。）に規定する要件を満たす者（補助割合等の①を適用）。 2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で市が別に定めるつがる市交付規則に規定する要件を満たす者（補助割合等の②を適用）。	①保証料の10分の4 ②県による保証料補給後の全額	市が信用保証協会に補給する。
平川市	2 (1)、(5)、(6)、(9)～(12)及び(14)～(15)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が2年）以内のものに限る。2 (15)については、『あおぎん「未来応援」』、『成長サポート資金』、『チャレンジ応援資金』に限る。）を受けた者で、市が別に定める平川市中小企業信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者。	保証料の2分の1（県による保証料補給がある場合は、補給後の全額）	市が信用保証協会に補給する。
東津軽郡 平内町	2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める平内町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
東津軽郡 今別町	2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める今別町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
東津軽郡 蓬田村	2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める蓬田村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
東津軽郡 外ヶ浜町	2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める外ヶ浜町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
西津軽郡 鱒ヶ沢町	2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める鱒ヶ沢町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補助金交付要綱（以下「鱒ヶ沢町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	鱒ヶ沢町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
西津軽郡 深浦町	2 (1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める深浦町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補助金交付要綱（以下「深浦町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	深浦町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
中津軽郡 西目屋村	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める西目屋村中小企業信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
南津軽郡 藤崎町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める藤崎町中小企業信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
南津軽郡 大鰐町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める大鰐町「選ばれる青森」への挑戦資金信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
南津軽郡 田舎館村	2(1)により融資（融資額が1千万円以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める田舎館村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
北津軽郡 板柳町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める板柳町「選ばれる青森」への挑戦資金信用保証料補給金交付要綱（以下「板柳町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	板柳町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
北津軽郡 鶴田町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める「青森県・鶴田町」連携融資制度保証料補助金交付要綱（以下「鶴田町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	鶴田町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
北津軽郡 中泊町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める中泊町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補助金交付要綱（以下「中泊町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	中泊町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
上北郡 野辺地町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める野辺地町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
上北郡 七戸町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後3年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める七戸町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 六戸町	2(1)、(2)及び(4)～(8)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める六戸町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者。ただし、2(1)については、創業後1年未満のものに限るものとする。	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 横浜町	2(1)により融資（融資額が5百万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める横浜町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 東北町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後3年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める東北町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
上北郡 六ヶ所村	2(1)、(12)、(13)及び(14)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める六ヶ所村創業支援資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額（2(12)、(13)及び(14)①～③については保証料全額）	村が信用保証協会に補給する。
上北郡 おいらせ町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後3年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定めるおいらせ町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
下北郡 大間町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める大間町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
下北郡 東通村	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める東通村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
下北郡 風間浦村	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める風間浦村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
下北郡 佐井村	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める佐井村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。
三戸郡 三戸町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める三戸町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
三戸郡 五戸町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める「青森県・五戸町」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
三戸郡 田子町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める田子町中小企業創業支援信用保証料補給要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
三戸郡 南部町	2(1)により融資を受けた者で、町が別に定める南部町中小企業融資制度保証料補給金交付要綱（以下「南部町交付要綱」という。）に規定する要件を満たす者	県による保証料補給前の2分の1。ただし、20万円を上限とする。	南部町交付要綱の規定により、町が中小企業者に直接補助する。
三戸郡 階上町	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、町が別に定める階上町中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	町が信用保証協会に補給する。
三戸郡 新郷村	2(1)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のもので、創業後1年未満のものに限る。）を受けた者で、村が別に定める新郷村中小企業創業支援資金保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	県による保証料補給後の全額	村が信用保証協会に補給する。

全市町村とも、太陽光発電設備の導入に係る事業を実施する者を補助対象者に含まないものとする。

別表2（空き店舗活用チャレンジ融資関係）

市町村	保証料の補助（又は補給）を受ける場合の条件等		補助の方法
	補助対象者	補助割合等	
弘前市	2(3)により融資（融資額が3千万円以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める弘前市「青森県『選ばれる青森』への挑戦資金特別保証融資制度（空き店舗活用チャレンジ融資）」利子補給及び信用保証料補給補助金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	市が信用保証協会に補給する。
八戸市	2(3)により融資を受けた者で、市が別に定める「青森県・八戸市」連携融資制度保証料補給交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の10分の7	市が信用保証協会に補給する。
十和田市	2(3)により融資を受けた者で、市が別に定める青森県「選ばれる青森」への挑戦資金特別保証融資制度（空き店舗活用チャレンジ融資）に係る信用保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料の2分の1	市が信用保証協会に補給する。
三沢市	2(3)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が7年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、市が別に定める三沢市空き店舗活用チャレンジ融資保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	市が信用保証協会に補給する。
つがる市	2(3)により融資を受けた者で、市が別に定めるつがる市中小企業借入資金信用保証料補給金交付規則に規定する要件を満たす者	保証料の10分の4	市が信用保証協会に補給する。
上北郡 おいらせ町	2(3)により融資（融資額が1千万円以内、かつ、融資期間が10年（うち据置期間が1年）以内のものに限る。）を受けた者で、町が別に定めるおいらせ町「選ばれる青森」への挑戦資金保証料補給金交付要綱に規定する要件を満たす者	保証料全額	町が信用保証協会に補給する。